別表六の二（九）
「39」欄、「43」欄及び「51」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(九)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 (35)×(1)/(31)	2			
当期特定生産性向上設備等取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額）		3			
当期特定生産性向上設備等税額控除限度額 (3)×7/100		4			
当期特定生産性向上設備等法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (36)×(1)/(32)	5			
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	6			
当期特定生産性向上設備等法人税額基準額	定 (11)×7又は10/100	12			
	法 調整前連結税額基準額 (40)×(1)/(33)	13			
当期特定生産性向上設備等法人税額控除額	調整前連結税額超過構成額 (42)×(17)/(41)	18			
	当期税額控除額	19			
当期繰越税額控除額	繰越額基準額	個別帰属額基準額の残額 (24)、((24)−(8))又は((15)−(17))	25		
		法人税額基準額 ((23)と(25)のうち少ない金額)	26		
	当期繰越税額控除可能額 ((22)と(26)のうち少ない金額)		27		

前期繰越分	調整前連結税額超過構成額 (48)×付表「11の①」(45)/別表六の二(九) + (49)×付表「11の②」(46)/別表六の二(九)	28	円	
	当期繰越税額控除額 (27)−(28)	29		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)+(19)+(29)		30		
連結所得の金額（別表四の二「56の①」）		31		
特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（特定生産性向上設備等以外の特定機械装置等の取得連結法人の(1)の合計）		32		
特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（(20)以外の特定生産性向上設備等の取得連結法人の(1)の合計）		33		
税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）		34		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)又は別表一の二(三)「2」）		35		
調整前連結税額基準額 (35)×20/100		36		
特定生産性向上設備等以外のもの	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	37		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「16の②」）	38		
	当期税額控除額の合計額 (37)−(38)	39		
特定生産性向上設備等	総調整前連結税額基準額の残額 (36)又は((36)−(37))	40		
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(17)の合計）	41		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「17の②」）	42		
	当期税額控除額の合計額 (41)−(42)	43		
総調整前連結税額基準額の残額 (36)、((36)−(37))又は((40)−(41))		44		
繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の①」の合計）	45		
	連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の②」の合計）	46		
	合計	47		
調整前連結税額超過構成額	連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「13の②」）	48		
	連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「14の②」）	49		
	合計	50		
当期繰越税額控除額の合計額 (47)−(50)		51		
法人税額の特別控除額の合計額 (39)+(43)+(51)		52		

「39」欄

中小連結法人が機械等（特定生産性向上設備等以外のもの）を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成26年旧措置法第68条の11第2項」又は「第68条の11第7項」
② 「区分番号」欄：「10042」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「39」欄の金額（円単位）

「43」欄

中小連結法人が機械等（特定生産性向上設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第8項」
② 「区分番号」欄：「10475」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「43」欄の金額（円単位）

「51」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成26年旧措置法第68条の11第3項」又は「第68条の11第9項」
② 「区分番号」欄：「10043」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「51」欄の金額（円単位）

法　0301−0609−02